

全史協四国通信

平成30年度



指定された掩体壕正面(上)
と後背部(右)



市指定文化財(歴史資料) 掩体壕 - 愛媛県松山市 -

昭和18年10月、松山海軍航空隊(北吉田町)と松山海軍航空基地(南吉田町)の設置後、飛行場付帯施設として南吉田・垣生両地区に掩体壕が63基作られました。戦後、その殆んどは消滅しましたが、南吉田地区には、コンクリート造りの有蓋掩体壕3基が今も現地に残っています。

平成30年5月に指定された掩体壕(写真)は、幅23.1m、奥行き約12.25m、高さ5.12mを測り、大小2つのカマボコ型アーチを合わせた形態で、戦後は農業用倉庫として使用され、ほぼ完全な形で残っています。松山海軍航空基地の歴史や、悲惨な戦争を語り継ぎ、平和の尊さを伝える貴重な資料として重要です。

1. 平成30年度事業報告

①全史協四国地区協議会総会

平成30年8月23日（木）に愛媛県松山市において開催予定であったが、台風による荒天のため急きょ中止し、書面決議に変更した。

・議 事 （※書面決議）

第1号議案 平成29年度事業報告及び決算報告について

第2号議案 平成30年度事業計画案及び予算案について

第3号議案 平成31年度（第24回）総会の開催地について（※再度松山市で開催。）

②記念講演会

平成30年8月23日（木）に愛媛県松山市（松山市考古館・講堂）において開催予定であったが、台風による荒天のため急きょ中止した。講演予定については以下のとおり。

・内 容

記念講演 文化庁文化財部記念物課

主任文化財調査官 禰宜田 佳男

「これからの文化財行政 - 文化財保護法改正と文化財マネジメント研修の立ち上げ - 」

事例報告 松山市教育委員会文化財課 鵜久森 彬

「松山市内史跡保存管理の現状」

③視察研修

平成30年8月24日（金）に愛媛県松山市所在の掩体壕（市指定）、久米官衙遺跡群（国指定）、葉佐池古墳（国指定）の視察を実施予定であったが、台風による荒天のため急きょ中止。

④研修派遣補助

- ・平成30年度埋蔵文化財保護行政基礎講座（3日間）…高松市
- ・平成30年度文化財行政講座（文化庁主催）（3日間）…今治市
- ・平成30年度第2回埋蔵文化財担当職員等講習会（3日間）…松山市

⑤全国史跡整備市町村協議会臨時大会及び

文化財関係予算陳情

・ 日時 平成30年11月13日（火）8:30～

・ 場所 ホテルニューオータニ
ザ・メイン「芙蓉」



⑥全史協四国通信発行

・ 刊 行 平成31年3月

「有識者招へい旅費補助金」のご案内

今年度より、加盟市町での有識者の現地指導に要する招へい旅費について、予算の範囲内にて補助金を交付する「有識者招へい旅費補助金」制度を設けております。

補助金の交付対象となる事業は、(1)埋蔵文化財発掘調査事業、(2)出土物整理事業、(3)その他の文化財修復及び保存事業、(4)史跡等の保存整備活用事業、が該当します。1件につき10万円を上限とし、先着順で年間2件（加盟市町につき1件）としております。

なお、補助金の詳細については、事務局までお問い合わせください。

2. 研修派遣補助実施報告

平成30年度埋蔵文化財保護行政基礎講座 報告

高松市創造都市推進局 文化財課 梶原 慎司

日時：平成30年8月1日～8月3日

場所：三田共用会議所大会議室

1 講座内容

○総論『埋蔵文化財保護行政とは何か?』

禰宜田 佳男（主任文化財調査官）

この講義では、埋蔵文化財保護制度をめぐる環境の変化と、講義の概要について説明された。文化財保護法の改正を背景として、観光分野からの要請があり旧態依然の体制ではなく、変革する必要があることを述べた。特に、市民に対して分かり易く説明することが重要であることを繰り返し述べられていた。



○法的知識『文化財保護法における埋蔵文化財の位置』 菊池 史晃（記念物課専門官）

文化財保護法についての法律を作る立場から解説。条文は正確さを追究しているため、長くなっている、細かくなっているとのこと。

○制度と運用『埋蔵文化財保護の仕組み』 近江 俊秀（文化財調査官）

埋蔵文化財保護行政の制度の運用について解説。これまでの各種通知や報告についての変遷を顧みた。今後市民に説明する際、必要な場面が出てくる可能性があるため、読んでおく必要あり。

○行政の役割『埋蔵文化財行政を担う体制』 森先 一貴（文部科学技官）

これから目指す体制としては、これまでの発掘調査・記録保存調査の実施に主眼を置いた体制から、埋蔵文化財の「把握・周知」・「調整」・「保存」・「活用」を総合的に行う体制へと移行することを目指している。そのためには、都道府県の役割と地方自治体の役割を、各自しっかりと認識し、協力して行う必要がある。

○『埋蔵文化財保護行政の実務 - 国庫補助の適正な運用 - 』 川畑 純（文部科学技官）

「埋蔵文化財緊急調査費国庫補助事業」と「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」の2本からなる補助事業について、どのような事業が該当するかについて簡単に説明があった。また、事業実施にあたり、その内容が補助事業に該当するかどうかは、適宜、文化庁に問い合わせたいとのこと。

○『指定制度と現状変更』 山下 信一郎（主任文化財調査官）

指定制度と現状変更についての制度と手続きについて簡単に説明。

○『発掘調査と記録の作成』 金田 明大（奈良文化財研究所）

技術の進展に伴い、記録作成にも多様な手法が導入されようとしている。その一つとして「三次元測量」を挙げることができるが、手段によってどのようなメリット・デメリットが存在するのかについて説明された。

○『文化財の記録と保存 - 写真記録を中心に - 』 中村 一郎（奈良文化財研究所）

文化財の写真記録とその保存について説明がなされた。近年、フィルムの生産中止により記録の保存については問題視されているが、「フィルムはもう国内で生産されなくなる」と考えた方が良いとのこと。また、海外製品については耐用年数など不明要素も多く、使用に際しては控えた方が良いとの指摘。

2 講演

○『地域の宝を地域に活かす』 岡村 道雄（東松島市奥松島縄文村歴史資料館名誉館長）

市町村職員にとって、地域に入って地域の宝を見出し、調査し、活かすということが求められる。その地域が各時代にとってどのような位置付けがなされてきたのかを考えるとともに、地域の人々にとって文化・文化財がどのように扱われてきたかを考える必要がある。

3 地域報告

○『埋蔵文化財保護に係る各地の取組』

- ・早淵 隆人（徳島県教育委員会）、江口 桂（府中市文化スポーツ部ふるさと文化財課）、岩井 浩介（弘前市教育委員会）

上記1県2市の埋蔵文化財の取組の歴史と、現在の取組について報告がなされた。府中市・弘前市の発表では、民間事業の開発対応について他課との連携によって把握する試みがなされており、今後、高松市でも取り組む必要がある。

しかし、地質学・堆積学等の自然科学分野に対して、自分が素人であるという事を忘れてはならない。今回の研修を活かし、現地に残された情報をしっかりと読み取る努力をすることや、客観的な記録を残すことは勿論であるが、他の専門分野の人間との協力関係を構築しながら、調査成果の還元という社会的義務を果たしていきたい。

「平成30年度文化財行政講座（文化庁主催）」報告

今治市教育委員会文化振興課 松花 菜摘

日時：平成30年11月28日～11月30日

場所：旧文化庁庁舎6F 会議室

本研修は、地方公共団体等で文化財行政を担当する経験年数3年未満の職員を対象にした研修で、文化財行政を行う上で必要な基礎的内容を学ぶ研修である。

今年度の本講座で特筆すべきは、平成31年4月より施工される文化財保護法改正の話であろう。この改正は、過疎化や少子高齢化などの進行による文化財形象の担い手不足によって、文化財が散逸・滅失してしまうことを防ぐため、今まで明確な価値付けがなされてこなかった未指定の文化財も含め、まちづくりの核として、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいこうというものである。

また、この改正は、保存活用計画を策定することで、様々な人に支えてもらうことがポイントであると述べられていた。



①まず、保存活用計画の策定については、都道府県による「文化財保存活用大綱」、市町村による「文化財保存活用地域計画」の策定、国指定等文化財所有者・管理団体による「保存活用計画」など、地域における文化財の保存・活用を総合的・計画的に推進するための枠組み作りを行うというものである。以前は各指定文化財について個別に保存・活用されてきたが、この計画を策定することによって、未指定文化財も含めた地域の文化財が総合的・一体的に保存・活用できるようになることが期待されている。

②そして、様々な人に支えてもらうというのは、文化財に関わる主体を増やしたり、観光や地域振興などの他分野と連携したりするなど、「地域社会総がかり」で文化財の継承に取り組むといくものである。市町村が地域において所有者の相談に応じたり、調査研究を行ったりする民間団体を「文化財保存活用支援団体」として指定できるという内容が新設され、また、所有者だけでは十分な保護が難しい場合に対応するため、管理責任者を選任できる要件を拡大したり、まちづくりなども連携した文化財行政が行えるよう、自治体における文化財事務の所管を首長部局へ移管可能にしたりといった内容に改正されるなどしている。

●講演「観光立国と実現するための文化財のあり方」

デービッド・アトキンソン（小西美術工藝社社長）

アトキンソン氏は、観光戦略は人口減少対策であると述べられた。2060年までに日本の生産年齢人口は現在より42.5%減少するという。このように少子高齢化が進み人口が減少すれば、収入も減り、文化財を守るための予算も減っていく。そのため、日本を訪れる外国人観光客から収入を得ようというのである。

同氏は「観光で稼ぐために文化財を活用することに嫌悪感を抱く人も多いが、結局収入がなければ文化財も守れない。何の対策も講じずに観光資源としての活用を反対することは、文化財を破壊することと同じである」とし、文化財を守るためにも「稼ぐ」必要があると主張された。以前は維持やコストがかかるため、削減したい予算であった文化財が、現在では「最大の観光資源」という認識に変わりつつある。この現在の風潮を利用し、むしろ文化財保護の立場から観光に歩み寄ることで、保存と活用を両立した活用を行うことができ、それによって収入を得ることで文化財を守ることができるという。

また、日本の拝観料が外国と比べ安いことを指摘し、外国は拝観料は高いがそれに見合うサービスを提供していると述べられた。すなわち、「日本は予算が無いから何もできず、何も出来ていないから収入も増えないという悪循環を繰り返している」という。拝観料を増やすことに抵抗感があるかもしれないが、「それに見合ったサービスを行えばいいのであって、収入を得るためにも拝観料は上げて然るべき」と説かれた。

さらに、外国人観光客に提供する多言語化による解説について触れられた。日本の現状では、キャプション等でどのような歴史があったのか、どのような価値があるのかなどといった文化財の持つ魅力が殆ど伝わらず、外国人観光客はがっかりしてしまうという。また、単なる直訳では外国人観光客には伝わらないなど、改善する課題も多いと強調されていた。

今回の研修では、文化財行政に関する基礎的な内容だけではなく、現在の文化財行政における問題点や、それに対する取組について学ぶことができた。過疎化や少子高齢化が進む現在、文化財をどのように未来へ継承できるかは、アトキンソン氏が述べられたように「文化財＝観光資源」として収入を得ることを否定する頭を切り替え、文化財を保護する立場だからできる「保存」と「活用」のバランスを考えた活用を行っていくことを考えていくことが肝要であろう。日本の現状に即した文化財の保存・活用方法を、今後さらに考えていきたい。

平成30年度第2回埋蔵文化財担当者等講習会 報告

松山市教育委員会文化財課 渡部 愛美

日時：平成31年2月6日～2月8日

場所：大阪歴史博物館(大阪府大阪市)

①講義1「埋蔵文化財保護行政の現状と課題」

禰宜田佳男（文化庁記文化財第二課主任文化財調査官）

人口減の社会の中で、立場の弱い「文化財保護」を守るためには「守る人を育てる」「予算を確保する」準備が必要である。

文化財が観光と結び付き、多くの方が興味を寄せる一方、対象者が広がることで「これで分かってくれるだろう」という感覚は通じなくなる。記録保存調査の理念は変わらないが、説明を一般に分かり易くすること、新たな史跡活用への埋蔵文化財専門職員の意識改革が必要である。また、若手職員等への実務研修や直接発掘に携わることの重要性を述べられた。



②講義2「埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修の実施について」

近江俊秀（文化庁文化財第二課文化財調査官）

「埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修の実施」は、文化庁の重要事業に位置付けられている。「観光」は文化財保護のための1ツールであるというのが、文化財保護法の姿勢。「開発から如何に文化財を守るか」から「担い手不足による文化財消滅の危機を乗り越えるための文化財保護

法改正である。文化財専門職員を配置・育成することで、教育、景観まちづくり、地域振興、地域防災など幅広い分野での活躍が期待される。よって今後、各自治体で同研修を受講すべき人材の選定を進めるよう説明があった。

③報告1「文化財保護法の改正について」

菊池史晃（文化庁文化財第二課課長補佐）

文化財保護制度見直しや審議等の経緯について説明があった（「第一次答申(平成29年12月8日)」参照）。主な改正項目である、①地域における文化財の総合的な保存・活用、②個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し、③地方における文化財保護行政にかかる制度の見直し、④罰則の見直し、の4点について説明がなされ、併せて附帯決議の説明もあった。

具体的には、都道府県には「文化財保存活用大綱」、市町村には「文化財保存活用地域計画」の作成を、国の指針に基づいて作成するよう説明があったほか、認定基準等も述べられた。

●シンポジウム「埋蔵文化財保護行政における保存と活用（XV）－地域社会における文化財の意義－

④趣旨説明 川畑純（文化庁文化財第二課文部科学技官）

⑤報告2「東日本大震災・平成28年熊本自身の復興について」

近江俊秀（文化庁文化財第二課調査官）

東日本大震災では、日常的に埋蔵文化財への理解がないため、発掘調査に地域住民の理解が得られず苦労があった。最終的には理解が得られ、遺跡が地域の誇りである、とまで言ってもらえるようになった。常日頃から埋蔵文化財の所在やその価値を伝え、発掘調査の理解を深めることが重要である。

また、熊本地震では被災前のデータがないために、被害の有無すら把握出来ない古墳が多数存在した。被災前から古墳の記録を取ることが肝要である。3次元データなど新技術に関心を持ち、被害を見ることのできる目を養って欲しい。

⑥基調報告1「文化財保護行政この25年 - 阪神・淡路大震災から文化財保護法改正まで - 」

村上裕道（文化庁地域文化創成本部事務局研究員）

阪神・淡路大震災では、文化財の被害も甚大であったが、当時は「中央防災計画」に文化財は入れられていなかった。被災時は「自分自身も被災者」であり、安全確保が出来ない状態で文化財の被害調査を実施することになるが、庁内で文化財の重要性が理解されていなければ調査すらできない（住民からは「復興の妨げ」とみなされる）。そのような中、民間からの資金援助を受け、未指定の文化財も含めた文化財レスキュー事業の組織を立ち上げたが、マンパワーは不足。このような教訓から「歴史的建造物の発見や修理のできる建築士」等の育成を念頭に、ヘリテージマネージャー養成講習会を開講。

⑦基調報告2「東日本大震災における文化財保護の取組」

菅 常久（岩手県大迫高等学校副校長）

東日本大震災後、文化財を行政的な課題として各自治体と協議できたのは3週間後で、復興調査を開始するにあたり埋蔵文化財調査が行政措置であるという認識がなく「復興の妨げ」「復興の壁」として報道等でも取り上げられた。しかし、ある新聞記事に「遺跡が見つかって嬉しい。地域の誇りだ」という地域の人の声を紹介したことから、風向きが変わってきた。

この二人の基調報告に共通していた震災時状況をまとめると、

- ・当初、埋蔵文化財の発掘調査は「復興の妨げ」とみなされ、地域住民等への説明が大変であった。
- ・丁寧な説明を重ねることで、次第に埋蔵文化財が「地域の誇り」となり復興の原動力にもなった。
- ・発掘のスケジュールは決して乱さないこと。計画通りにいかなければ信用を失う。
- ・通常時の発掘調査と比べ、10倍以上の調査量になる。

発表者二人とも、①日常的な行政手続きの周知・啓発活動により災害発生当初の埋蔵文化財に対する誤解は解決できたであろうこと、②埋蔵文化財を「地域の誇り」として活用していく重要性を強調されていた。

⑧報告3「大阪府の埋蔵文化財行政」

森屋直樹（大阪府教育委員会文化財課長）

文化財保護法の制定以降、昭和30年代の古墳保護(国の補助金)に始まり、近畿自動車道建設で発展、関西国際空港建設により確立期を迎え、平成9年の文化財調査事務所開設、大型プロジェクト減少による第二変革期といった一連の歴史の報告があった。また、財政難から博物館再編・統合が議論された弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館が、「出かける博物館」事業により利用者を倍増させ、存続の決め手ともなった事例を報告された。

⑨報告4「川崎市による文化財の総合的な把握・活用に向けた取組」

栗田一生（川崎市教育委員会文化財課担当係長）

同市では昭和55年度を最後に、教育委員会直営での発掘調査は実施されず、民間調査機関への委託による発掘調査が主体となっていた。しかし、その弊害として市職員が「生の歴史」に触れる機会が無くなり、地域の歴史を語れないといった問題が発生した。そこで、平成19年度から順次、個人住宅を主に教育委員会が直営で発掘調査を請け負うように移行してきたという。現在は大半が市直営の調査で、リニア建設に伴う発掘調査も川崎市教育委員会が主体で受託しているとのこと。

また、平成26年度に策定した「川崎市文化財保護活用計画」の報告があり、具体例として平成29年度に創設した「川崎市地域文化財顕彰制度」を取り上げた。この制度は指定を受けていない未知の文化財を知る契機となっており、顕彰されることで今後、文化財が「地域の宝」として認識されたという好事例である。

⑩報告5「中津市の取組 - 自然災害とともに生きる地域の、文化財保護 - 」

高崎 章子（中津市教育委員会社会教育課文化財室長）

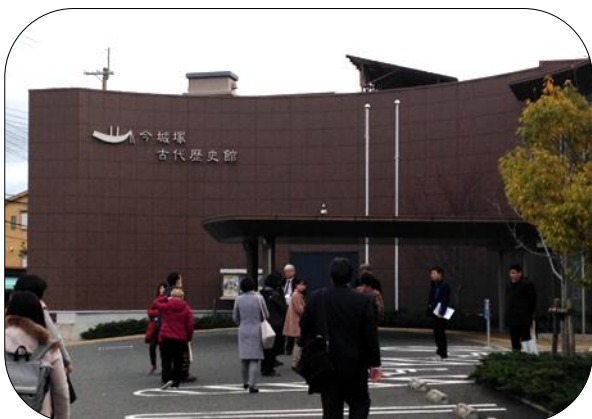
度重なる豪雨災害や地震による文化財危機と保護したことによる地域活性化の具体例を紹介された。

その一つの事例が馬溪橋の保存に係る一連の経緯である。平成24年の九州北部豪雨による山国川の氾濫で中津市内が甚大な被害を受けたが、その原因が大正期の五連アーチの石橋「馬溪橋」にあるとの報道が流れ、事実顕彰もないまま地元住民から撤去の要望が噴出。市教育委員会は議論を重ね、橋を現状保存のまま総合的な防災対策を行うことに決定したところ、これまで撤去に前向きな地元住民から「橋が残せて良かった」「安全ならば橋は残したい」など、文化財に対し肯定的な意見が多く聞かれるようになっていった。

その後、馬溪橋の保存修理及び周辺の歴史遺産を活かした地域振興についてマスタープランを作成。近隣の「平田城跡」では保存会が発足するなど、地域の高齢者が積極的に地域活性化のための文化財保護活動を主導していくようになった、という事例も紹介された。

2 視察研修 -太田茶臼山古墳、今城塚古墳-

太田茶臼山古墳は陪塚とともに車窓からの見学であった。また、今城塚古墳は隣接する「今城塚古代歴史館」において、子ども向けのキャラクターによる解説や映像、巨大ジオラマが印象的であった。また、可能な限り出土品をガラスケースに入れず、赤外線センサーにより安全を確保しながら、間近に埴輪や土器を見ることが出来る試みに興味を持った。



さらに古墳上に復元された埴輪祭祀場では、子どもが馬形埴輪に跨って遊んだり、墳丘周辺の芝生公園を地元の人が散歩されたりと、地域の人々に親しまれている様子がよく分かった。



新規加盟のお誘い

未加盟市町村におかれましては、「四国はひとつ」と捉え、文化財整備活用の充実のためにも、全国史跡整備市町村協議会四国地区協議会にご加盟いただければ幸いです。加盟に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。加盟市町村におかれましては、未加盟市町村の加盟促進に向けて積極的に働きかけていただきますよう、お願い申し上げます。

全国史跡整備市町村協議会四国地区協議会とは

全国史跡整備市町村協議会（全史協）加盟市町村とこの会の目的に賛同し、文化財の所在する四国地区の市町村をもって、平成8年8月に結成された団体です。加盟市町村が協調し、文化財の保護に関する調査研究やその具体的方策の推進を図りながら文化財の保存と活用に資することを目的とし、文化財の保存整備と公開活用が円滑に、また適切に行われるよう、文化財に関する情報交換、研修派遣補助事業、国への予算要望の取りまとめや陳情等の活動を実施しています。

【加盟市町一覧】

（香川県） 高松市 丸亀市 三豊市

（徳島県） 徳島市 阿波市 美馬市 藍住町 石井町

（愛媛県） 松山市 今治市 宇和島市 大洲市 西予市 西条市 松前町 鬼北町 松野町

（高知県） 高知市 南国市

○編集後記○

平成30年度全史協会誌をお届けします。

本年度は松山市にて総会等を開催予定でしたが、台風接近に伴う荒天のため、やむなく中止となってしまいました。加盟市町にはご迷惑をお掛け致しましたが、来年度改めて同市にて開催予定ですので、是非ともご参加いただければと存じます。

さて、昨年7月の西日本豪雨は四国にも甚大な被害を与えました。被害に遭われた地域の皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。このような中で地域の復興・復旧が最優先の課題となっており、地域における「文化財」の位置付けやその役割についても、今後より一層求められるものと考えます。

今後とも文化財の保存と活用をテーマに、全史協四国地区協議会活動の充実に向けて努めて参りますので、引き続きご協力のほど宜しくお願いします。

平成30年度 全国史跡整備市町村協議会
四国地区協議会誌

発行日 平成31年3月29日

編集・発行 全史協四国地区協議会事務局

〒790-0003

愛媛県松山市三番町六丁目6番地1

松山市教育委員会文化財課内

TEL 089(948)6605 FAX 089(931)6248

e-mail kybunka@city.matsuyama.ehime.jp